

達 示 第 3 8 号

令 和 3 年 8 月 5 日

大阪拘置所長

大阪拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程の制定について  
標記について次のとおりその取扱いを定め、即日実施する。

なお、令和元年5月7日付け達示第3号「大阪拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程の制定について」及び同年8月22日付け達示第13号「大阪拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程の一部改正について」は廃止する。

## 大阪拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、大阪拘置所における未決拘禁者（被逮捕者、被勾留者、鑑定留置その他未決の者をいう。以下同じ。）の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

#### (根拠)

第 2 条 大阪拘置所における未決拘禁者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号、以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）、被収容者の外部交通に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3359 号大臣訓令）及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3350 号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」によるほか、この規程による。

#### (留意事項)

第 3 条 未決拘禁者に対し、外部交通を行うことを許し、又はこれを禁止し、若しくは制限するに当たっては、未決拘禁者が刑事訴訟手続における一方の当事者として、刑事訴訟法でその防御権の行使が保障されていることを念頭に、収容目的に応じた適正な処理に留意しなければならない。

2 未決拘禁者の外部交通を担当する職員は、外部交通に係る関係法令に通暁しておくとともに、知り得た処遇情報は担当職員に通知する等、関係職員との連携を図らなければならない。

### 第 2 章 面会

#### 第 1 節 一般面会

#### (面会の相手方)

第 4 条 未決拘禁者に対して面会を希望する者（以下「面会人」という。）があったときは、第 3 ~~7~~8 条第 5 項の規定及び懲罰により面会を停止（弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）されているときを除き、これを許すもの

とする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより、面会が許されない場合は、この限りでない。

(面会の受付)

第5条 面会受付職員は、面会人に対し、面会申込書（別紙1）を提出させるものとする。

(面会人の調査)

第6条 面会受付職員は、接見等禁止決定がなされている未決拘禁者については、面会人が、同決定書をもって許可されている対象者であるか否かの確認を行うものとする。

2 前項において、必要があれば、面会人に身分証明書若しくは必要な書類その他の物件の提示又は提出を求めるものとする。

(面会の立会)

第7条 未決拘禁者の面会には、原則として職員が立会するものとする。

2 面会の状況によっては、面会内容の録音若しくは録画を行うこととする。

3 前2項において、施設の規律秩序を害する結果及び罪証隠滅の結果を生じるおそれがないと明らかに認められる場合には、立会及び録音並びに録画を行わないこととするが、あらかじめ適宜の方法により、検察官の意見を求めておくものとする。

4 未決拘禁者について、法第112条各号（自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士）に該当する者との面会に当たって、法第116条2項の特別の事情はないものと思料される場合は、平成21年1月21日付け法務省矯成第303号矯正局成人矯正課長通知「未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会における職員の立会い等の省略に関する検察官への求意見方法について」（以下「通知」という。）の記1により対応するものとする。

5 未決拘禁者が、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関して弁護士会への人権救済申立てを行い、その調査のため派遣された弁護士については、通知の記2により対応するものとする。

(面会の記録)

第 8 条 面会の実施に当たる職員（以下「面会担当職員」という。）は、面会の立会を行った場合には、面会表に面会の日時、面会人の身上、面会の要旨等を記載し、上司に報告するものとする。

2 面会の立会を行わず、録音又は録画を実施した場合は、録音又は録画により確認した内容を、未決拘禁者又は面会人から面会内容を聴取した場合はその内容を、それぞれ面会表に記載するものとする。

3 面会を申し出た者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に面会の申出をした者の氏名、説明内容及び面会の申出をした者が取り下げた旨を記載するものとする。

（面会の一時停止及び終了）

第 9 条 面会担当職員は、未決拘禁者又は面会人が法第 113 条 1 項各号に掲げる以下の行為をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止するものとする。

ただし、面会人が弁護士等の場合は、第 23 条の規定によるものとする。

(1) 未決拘禁者又は面会人が次のア又はイのいずれかに該当する行為をする場合

ア 本規程に定める面会人の人数、面会の時間等施設の管理運営上必要な制限に違反する行為

イ 大声・騒音、器物損壊等施設の規律及び秩序を害する行為

(2) 未決拘禁者又は面会人が次のいずれかに該当する内容の発言をする場合

ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの

2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、未決拘禁者又は面会人に注意を促すことで足りるときは、未決拘禁者又は面会人の行為又は発言を制限して警告するものとし、注意を促すことで足りない場合、又は未決拘禁者若しくは面会人が職員の制止・注意に従わず、面会を一時停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 未決拘禁者及び面会人に対し、その場で静かに待機するよう命じること。

(2) 未決拘禁者と面会人との間をブラインド等により遮へいすること。

(3) 未決拘禁者又は面会人に対し面会の場所からの退室を命じること。

3 面会担当職員は、前項により面会を一時停止した場合には、速やかに統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。）及び面会を担当する主任矯正処遇官（以下「面会主任」という。）に対して面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記録するものとする。

4 前項の報告を受けた第一統括は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告した上で、その指示を受け、面会の終了、継続の措置を執るものとする。

（面会人の人数制限）

第10条 面会人の人数は、3名以下とする。ただし、乳幼児等で3名を超えて入室しなければならない事情が認められるときは、この限りではない。

（面会の場所）

第11条 面会の場所は面会室とするが、未決拘禁者が病室に収容されている等の場合は、特に指定する場所とする。

（面会の申出の日及び時間帯）

第12条 面会の申出の受け付けを行う日及び時間帯は、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日（以下「休庁日」という。）以外の日の午前8時30分から午後4時まで（午後零時から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

（面会の日及び時間帯）

第13条 面会を実施する日及び時間帯は、休庁日以外の日の午前8時30分から午後5時までの時間帯とする。ただし、午前11時から午後零時までを受け付けたものについては、原則として午後1時から面会を実施する。

（面会の時間）

第14条 面会の時間は、面会の申出状況、その他の事情に鑑みて5分を下回らない範囲で制限して差し支えないが、可能な限り面会時間を確保するように努めるものとする。

（面会の回数）

第15条 面会の回数は、未決拘禁者については原則として1日につき1回とするが、面会人については特に定めないものとする。ただし、複数の面会の申出をまとめて受け付ける取扱いをせず、面会を終了する都度、次の面会の申出を受け付けるものとする。

(面会人の遵守事項)

第16条 面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人(弁護士等を除く。)が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室等に掲示するものとする。

- (1) 指示された時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (6) 面会には職員が立ち合い、又は録音し、若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。
- (8) その他施設の管理運営上必要な制限の内容

## 第2節 弁護士面会

(弁護士等の面会の受付)

第17条 面会受付職員は、弁護士等から、未決拘禁者との面会の申出があった場合には、所定の面会申込書を提出させるものとする。

(弁護士等の確認)

第18条 面会受付職員は、弁護士等として面会の申出があったときには、真に当該未決拘禁者の刑事事件を担当するか否か等について十分注意を払い、必要に応じ、弁護士等に確認を行うものとする。

(弁護士等の面会の立会)

第19条 弁護士等との面会には職員は立会しないものとする。

(弁護士等の面会の場所)

第20条 弁護士等と未決拘禁者との面会は、弁護士面会室において行うものとする。

(弁護士等の面会における人数)

第21条 弁護人面会における弁護人等の人数は3名以内とする。ただし、弁護人等の申出により、施設の管理運営上支障がない場合にはこの限りではない。

(弁護人等の面会の申出の日、面会の日及び各時間帯)

第22条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、休庁日以外の日午前8時30分から午後4時までとし、面会の日及び時間帯は、休庁日以外の日午前8時30分から午後5時までとする。ただし、弁護人等の申出により、管理運営上支障がない場合にはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、夜間及び休日における弁護人等との面会の取扱いについては、別途指示する。

(弁護人等の面会の一時停止及び終了)

第23条 未決拘禁者と弁護人等との面会において、未決拘禁者又は弁護人等が、大声・騒音、器物損壊等施設の規律及び秩序を害する行為をなした場合、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止することができるものとする。この場合においては第9条第2項の規定を準用する。

(保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護人等から面会の申出があった場合における留意事項)

第24条 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護人等から面会の申出があった場合には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 精神的に著しく不安定であることなどにより、申出の事実を告げられても依然として法第79条第1項各号のいずれかに該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、直ちに申出の事実を告知すること。
- (2) 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第79条第1項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しないときは、保護室収容を中止して弁護人等との面会を許すこと。
- (3) 特段の事情があるとして申出の事実を告知しないとき又は告知後の反応等により保護室収容を継続するときは、引き続き、その状況を録画するとともに、視察表に記録すること。

### 第3章 信書の発受

(発受を許す信書)

第25条 未決拘禁者が発受する信書は、法第136条により準用される法第129条、第130条、第148条第3項又は法第12章賞罰の規定（弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）により許されない場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより、信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

（信書の検査等）

第26条 未決拘禁者が発受する信書は、逃走、罪証隠滅の防止及び施設の規律秩序の維持に留意し、原則として検査を行うものとする。

2 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、信書の検査を行った場合、原則としてその信書に検印を押なつするものとする。

3 次に掲げる信書については、第1項の検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書

(2) 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置、その他自己が受けた処遇に関し、弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書、ただし、前記弁護士あてに発する信書については、第1項の検査を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと明らかに認められる場合には、第1項の検査を行わないことができる。

（信書の発受の記録）

第27条 未決拘禁者が発受する信書について検査を行ったときは、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、抹消した場合にはその旨）、発送又は交付の年月日及び相手方の氏名等を記録するものとする。

2 書信表の要旨欄には、処遇上参考となる事項を簡潔に記載し、特記すべき内容が認められない場合には、「安否伺い」、「近況報告」等簡易な記載を行って差し支えな

い。

3 前条第 4 項において、検査を行わなかった場合については、その旨を書信表に記録するものとする。

4 郵券その他物品が同封されていた場合には、要旨欄にその品目及び数量並びに処置内容を記載するものとする。

(信書の内容による差止め等)

第 28 条 書信担当職員は、検査の結果、未決拘禁者の発受する信書の全部又は一部が法第 136 条により準用される第 129 条第 1 項各号に掲げる以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合、該当すると判断した部分及び処理意見等について、当該信書を添えて信書検査処理票（別紙 2）により所長に報告し、決裁を受けるものとする。

(1) 暗号の使用その他の理由によって、施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

(2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

(3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(4) 威圧にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

(5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(6) 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 信書の削除、抹消又は差止めは次の各号に掲げるところに従い、これを決定する。

(1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合には削除又は抹消とする。この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。

(2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合には差止めと

する。

3 第一統括は、第 1 項の決定を受け、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めの場合

当該未決拘禁者に対し、次の事項について告知を行うこと。

ア 発信書 差止めが決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めが決定した日及び相手方の  
氏名

(2) 削除の場合

ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。

イ 未決拘禁者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に掲げる発信の指導を行うことなく削除したときは、削除した箇所の内容の要旨を未決拘禁者に告知すること。

(3) 抹消の場合

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。

イ 未決拘禁者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に掲げる発信の指導を行うことなく抹消したときは、抹消した箇所の内容の要旨を未決拘禁者に告知すること。

4 前項の未決拘禁者への告知は、処遇区の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官が行うものとする。この際、当該措置に係る法の適用条項及び当該条項の規定内容についても併せて告知することとし、これら告知の内容は信書検査処理票の告知欄に記載するものとする。

5 未決拘禁者の発受する信書が刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは、罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について判断が困難な場合は、必要に応じて検察官に対し、適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談するものとする。

(発信の指導)

第 29 条 発信書の内容が法第 136 条の規定により準用される第 129 条の第 1 項のいずれかに該当する場合であっても、信書の差止め、一部削除又は抹消の手続を

行う前に、当該未決拘禁者に対し書き直し等の指導を行うことができるものとするが、強制にわたることのないよう留意しなければならない。

- 2 前項の指導は所定の発信指導書留簿をもって、首席矯正処遇官（処遇担当）の決裁を受けるものとする。

（発信に要する費用）

第30条 信書の発信に要する費用について、未決拘禁者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発信を差し止めた信書の取扱い）

第31条 信書の発受を差し止めた場合にはその信書を、信書を削除した場合にはその削除した部分を、それぞれ書信事務室内の保管庫において保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消した場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様に保管するものとする。
- 3 前2項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際においては、当該未決拘禁者に対し、当該未決拘禁者が死亡した際においては、その遺族等の申請に基づき当該遺族に対し引き渡すものとし、当該未決拘禁者の移送に際しては、先方刑事施設に対し、当該保管信書を確実に引き継ぐものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。
- 4 前項のただし書の規定は、次に掲げる場合において、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるときも同様とする。
  - (1) 釈放された未決拘禁者が、釈放後に発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
  - (2) 未決拘禁者が逃走し、同逃走の起算日から6か月を経過した場合において、発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
  - (3) 法第83条第2項の規定により解放された場合において、同条第3項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに同項が規定する場所に出頭しなかった場合、その起算する日から6か月を経過した場合において、発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
- 5 前第3及び4項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又

は複製は、未決拘禁者の釈放若しくは死亡の日又は前項各号で起算する日から 3 年  
間、領置倉庫において保管するものとする。

(発信回数)

第 3 2 条 発信回数は原則として休日を除き、1 日 1 通（電報を含む。ただし、弁  
護人等に発信する信書については除く。）とし、弁護士等に発する信書については、  
発信回数を定めないものとする。

2 発信の受付は、発信日の午前、午後の 2 回とする。

(通数外及び受付時間外の発信)

第 3 3 条 未決拘禁者から、発信回数を超えての発信、受付日及び受付時間帯以外に  
おける発信等の申請があった場合には、所管の統括（執務時間外にあつては監督当  
直者）は、その緊急性及び必要性を記載した願箋を提出させた上で、許否を判断す  
るものとする。

(封筒及び便せん等の規格)

第 3 4 条 未決拘禁者が使用する封筒及び便箋は、次のとおりとする。

(1) 封筒は一重のものとする。

(2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とする。

2 便箋は 1 通について、原則として 7 枚以内（弁護士等へ発信する信書については  
除く。）とする。

(信書の作成時間)

第 3 5 条 未決拘禁者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、起床  
後から就寝時までとする。ただし、点検時及び食事時間は、この限りでない。

(発信書の代書)

第 3 6 条 自筆することができない未決拘禁者が、代筆により信書の作成を希望する  
ときは、処遇を担当する統括矯正処遇官が指名した職員が代筆するものとする。

(被害者への発信)

第 3 7 条 未決拘禁者が自己の刑事事件の被害者、検察側証人への発信を申請したと  
きは、裁判への影響を勘案し、その内容に関係なく、弁護士等を介し行うよう指導  
するものとする。

2 被害者が未決拘禁者からの発信を受けることを明らかに了解している場合には、

前項にかかわらず、直接発送することを認めるものとする。

#### 第 4 章 雑則

(外国語による外部交通)

第 38 条 未決拘禁者又は面会人等の相手方が日本語に通じない場合には外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、当該未決拘禁者にその費用を負担させることができるものとする。

2 未決拘禁者又はその信書の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、当該未決拘禁者にその費用を負担させることができるものとする。

3 前 2 項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、未決拘禁者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国（未決拘禁者が属する国に限る。）の大使、公使、領事その他これらに準じる者との面会等をし、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

4 未決拘禁者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

5 未決拘禁者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さないこととする。

(手話による面会等について)

第 39 条 未決拘禁者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担とする。

#### 第 5 章 その他

(電話による通話及びファクシミリによる交信について)

第 40 条 未決拘禁者と弁護人との電話による通話及びファクシミリによる交信に関

する取扱いについては、別途指示するものとする。

(弁護人との面会におけるパソコンの使用について)

第 4 1 条 未決拘禁者と弁護人との面会の際、弁護人がパソコンの使用について願った場合は、訴訟上の必要に基づく記録用に限定して認め、録音・再生機能、録画再生機能、電話等の通信機能の使用は、いずれも使用させないものとする。  
(受刑者への資格異動後の外部交通が目的であると認められる養子縁組への対応について)

第 4 2 条 未決拘禁者が養子縁組を行う際、その目的が受刑者への資格異動後の法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するものであると認められる場合には、在社時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、外部交通の内容、当該受刑者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等、養子縁組が外部目的であることを示す事項について、書信表等に詳細に記録するなどするものとする。

(支所への準用)

第 4 3 条 尼崎拘置支所における未決拘禁者の外部交通に関する取扱いは、本規程を準用する。

**面会申込書** 未決拘禁者等 ・ 受刑者 いずれかに○をして下さい。

フリガナ				
被収容者氏名 (相手の氏名)			男 ・ 女	

申 込 人

	フリガナ		関係	職業	年齢
1	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				
	フリガナ		関係	職業	年齢
2	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				
	フリガナ		関係	職業	年齢
3	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				
	フリガナ		関係	職業	年齢

信 書 検 査 処 理 票		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		措置の日	年 月 日
相手方の氏名等		被収容者氏名等	
相手方氏名 発受の別 発信 受信 発受の日 年 月 日		称呼番号	番
		氏名	
決裁欄	意見・決定	検査対象箇所・理由等	
所長	許可・抹消・削除・差止め		
処遇部長	許可・抹消・削除・差止め		
処遇首席	許可・抹消・削除・差止め		
処遇次席	許可・抹消・削除・差止め		
第 統括	許可・抹消・削除・差止め		
第一統括	許可・抹消・削除・差止め		
担当者	許可・抹消・削除・差止め	《担当者意見》	

告知欄	<p><input type="checkbox"/> 年 月 日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した] 信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/>本件信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 第136条において準用する第129条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 第144条において準用する第129条第1項</p> <p><input type="checkbox"/>第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</p> <p><input type="checkbox"/>第2号 発受によって、刑罰法令（<u>罪名</u>）に触れる <input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある]</p> <p><input type="checkbox"/>第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第4号 <input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述] があるため、<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ] るおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日、同信書の <input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信] を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を <input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除] する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <p>告知日時 ・ 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分</p> <p>告知者 ・ 官職 氏名 印</p>
(備考)	

注1：告知欄の年月日については、差し止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差し止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「（罪名）」については、（強要罪），（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。